



① 次の問いに答えなさい。

[1点×18=18点]

- (1) 地方議会(都道府県議会と市(区)町村議会)が法律の範囲内で制定する, その地域内でのみ適用される法を何というか。
- (2) 2009年に始まった, 地方裁判所で行われる刑事裁判に国民が裁判官とともに参加する制度を何というか。➡対象は重大な刑事事件の第一審。
- (3) 地域の政治は, 住民の手により, 住民のために行われるという原則を何というか。➡「民主主義の学校」と呼ばれる。
- (4) 「法の精神」の中で三権分立(権力分立)の理論を説いた, 18世紀のフランスの思想家はだれか。
- (5) 住民による直接選挙で選ばれる都道府県の首長を何というか。➡任期は4年。被選挙権は30歳以上。市(区)町村長は25歳以上である。
- (6) 直接請求権のうち, 首長や議員の解職を請求することを何というか。➡基本的に有権者の3分の1以上の署名が必要。請求後, 住民投票を行う。
- (7) 犯罪がおきた際に, 犯罪について調べ, 警察が逮捕した被疑者を被告人として裁判所に起訴する人を何というか。
- (8) 行政に対する住民の苦情を処理したり, 行政が適正に行われているかどうかを監視したりする制度を何というか。
- (9) これまで国の仕事であったものを地方に移すことで, 地方公共団体が独自性を発揮し, 自由に活動できるようにする動きを何というか。
- (10) 特定の地域における重要な課題について, 住民の意見をはかるために行われる, その地域の住民による投票を何というか。
- (11) 国が地方公共団体に委任している事業について, その費用を負担したり, 補助したりするものを何というか。➡用途は決められている。
- (12) 一定の地域に関する立法・行政を行う地方自治の単位を何というか。➡都道府県と市(区)町村がこれにあたる。
- (13) 権力の濫用を防ぐため, 国の権力を立法権, 行政権, 司法権の3つに分け, それぞれ別の機関に受け持たせることを何というか。
- (14) 地方公共団体の収入の格差を是正するため, 国から地方公共団体に交付される補助金を何というか。➡用途は決められていない。
- (15) 最高裁判所の裁判官が適任かどうかを, 国民が投票によって判断することを何というか。
- (16) 裁判所は外部からの干渉を受けないという原則を何というか。➡裁判官は憲法と法律にのみ拘束され, 自己の良心に従い裁判を行うものとされる。
- (17) 地方自治で認められている, 住民が一定数の署名を集めることで自分たちの意思を直接に表明できる権利を何というか。
- (18) 裁判所が持つ, 法律や行政機関の行為が憲法に違反していないかどうかを判断する権限を何というか。➡最高裁は「憲法の番人」と呼ばれる。

条例

裁判員制度

地方自治

モンテスキュー

知事〔都道府県知事〕

解職請求〔リコール〕

検察官

オンブズパーソン制度〔オンブズマン制度〕

地方分権

住民投票

国庫支出金

地方公共団体〔地方自治体〕

三権分立〔権力分立〕

地方交付税交付金

国民審査

司法権の独立

直接請求権

違憲審査権〔違憲立法審査権〕